三重会研修会レジュメ

(2018/07/21)

三重県土地家屋調査士会
参与　　朝日奈　　晰

第１　土地制度と不動産登記法の関連を勉強しよう（資料１～３）

１　旧台帳・旧台帳附属地図（公図）はどうして誕生したか

明治政府により、江戸幕府の行っていた年貢から地租（今の固定資産税）制度を創設したことに伴い誕生した。不動産登記のために創設された制度ではなく、徴税のために創設されたもの。よって、地租を課税しない官有地については旧台帳は原則存在しない。（その代わりに官有地台帳がある。）

２　公図に記載されていない地番や、プラス表示があるのは？

旧台帳が、地租を課税するためのものであったので、それに附属する公図は旧台帳の資料。なので、当該土地の位置・形状は、大した意味がなく、所有者が判ればよかった。そのため、分割線の記載や正確な地番が記載されていなくても支障がなかった。

当時の課税業務は今でいう税務署が扱っており、そのため旧台帳（附属地図含む）は税務署が保管していた。戦後に法務局に移管され、更に昭和３５年に不動産登記法が改正され、旧台帳と登記簿の一元化作業が行われるまでは、台帳業務と権利の登記業務は別々に扱われていた。故に、以上の経過から地図の手入れがされていないものが多い。（各地に申告書が存在するのはそのためであり、宛先が「〇〇税務署長」となっているのはその名残）

３　難解語等は資料一覧（資料４・５）

主に土地制度に関わるもの、旧台帳に関わるものを列挙した。
併せて、参考として、「境界鑑定」に関係する資料を追加した。

第２　旧民法の相続法と現行の相続法について（資料６・７）

旧民法当時は、「家（戸主）」を重視した法体系であったため、戸主の権限は絶大であり、また、「家」の財産等の散逸を防ぐ観点から、家督相続が中心で、家督相続人も厳格な順位があり、単独相続なので、相続人の探索は容易。これに反して「戸主」以外の家族の場合は、現在の相続体系とほぼ同じで、共同相続の考え方が採られていた。しかしながら、当時の思想は「男優先・年長者優先」があったことから、女性の地位は低くみられ、新民法が施行された戦後社会とは異なる。

戦後は戸主制度が廃止され、これに伴って、戸籍制度も変更、従来の「戸主」が「筆頭者」という名称となったほか、旧民法当時の「家」を単位とした戸籍から「夫婦」を単位とした戸籍編製となり、更にコンピュータ化によって、従来の縦書きから横書きに変更された。（なお、コンピュータ化は市町によっては書換えの時期がバラバラなので、注意が必要。）

相続人の探索は、戸籍（除籍等含む）を見る習慣が身につかないと「どの戸

籍が必要で､何がどう記載されているのか｣が判断できないこととなるので、民法の知識のみでは不完全。戸籍をみる（読む）習慣をつけること。

1　旧法の相続開始原因（旧 964・992）

（1）　家督相続（旧 964 ほか）

戸主の死亡、隠居又は國籍喪失

戸主の婚姻又は養子縁組の取消に因りその家から出て行った時

女戸主の入夫婚姻又は入夫離婚

①　家督相続人（旧 968～985）

第１順位　家族である直系卑属

その中でも、以下の順位で家督相続人となる。

①男子の嫡出子

②男子の庶子（認知された子）

③女子の嫡出子

④女子の庶子

⑤男子の私生子

⑥女子の私生子の順。

同じ条件の者の間においては年長のものが先順位。

いずれも**代襲相続あり（旧 974）**

胎児は生まれたものとみなす。（旧 968）

入夫婚姻の場合は、家族たる直系卑属があっても、他家から入った**入夫が戸主**となる**（旧 971）**

特例として、他家から入った戸主の家族に直系卑属があっても、その家（元からある家）に家族である直系卑属があれば、その者は、次の家督相続人にはなれない。

第２順位　指定家督相続人（旧 979）

原因が「死亡・隠居」の場合のみ適用。生前または遺言により指定。

この場合は代襲相続適用なし。

第３順位　父・母（旧 982）

第４順位　選定家督相続人（旧 982・984・985）

第３順位までに該当する者がいないか元々推定家督相続人がいない場合は親族会において次の順序により選定。

①　配偶者（但し家付の女）

②　兄弟

③　姉妹

④　①に該当しない配偶者

⑤　兄弟姉妹の直系卑属

※注意　戸主であった者が隠居後に取得した不動産は、家督相続の対象外。よって、取得した日付に注意が必要。この場合は、遺産相続となる。なお､「留保財産」（旧 988 条）の特例もあり、この場合は戸籍だけでは判断できない。（公正証書が必要で、現実にはあまりない？）

（２）　遺産相続（旧 992 条）

家族の死亡

①　遺産相続人（旧 994 条～996 条）

第１順位　直系卑属

①　近親者優先

②　同親等の場合は同順位

（代襲相続あり）（旧 995）

第２順位（旧 996）

①　配偶者

②　直系尊属

③　戸主

②　相続分（1004 条～1009 条）

各順位において同順位の者が複数人あれば均等。

庶子及び私生児は、嫡出子の１／２

（３）　応急措置法による相続（Ｓ22.5.3～Ｓ23.1.1）

応急措置法における相続では、兄弟姉妹の代襲相続に関する規定がないために兄弟姉妹の直系卑属には代襲相続権は認められず、また、全血と半血の兄弟姉妹による相続分は同等。

なお、応急措置法施行前に発生した家督相続について新民法が適用される特例については後述、民法附則第 25 条第 2 項参照。

（４）　民法附則第２５条２項が適用される相続

応急措置法施行前に家督相続が開始し、新法施行後に旧法で、家督相続人を選定しなければならない場合には、その相続に関しては、新法を適用する。

但し、その相続の開始が入夫婚姻の取消、入夫の離婚又は養子縁組の取消によるときは、その相続は、財産の相続に関しては開始しなかつたものとみなし、第２８条の規定を準用する。

２　（新）民法による相続

（１）相続開始原因

人の死亡　（882 条）

（２）　相続人

①　第１順位

胎児（886 条）

子及びその代襲者（直系卑属）（887 条）

配偶者（890 条）　常に相続人

②　第２順位

（子（胎児）がいない場合は）

）直系尊属（889 条）

兄弟姉妹（889 条）（代襲相続あり。ただし、相続開始が昭和５６年１月１日以降は兄弟姉妹の子に限る。）

（３）相続分

法定相続分一覧表（応急措置法から現在まで）

相　続　開　始　日　⇒		応急措置法	S 23. 1. 1 以降	S56. 1. 1 以降
配偶者と子	配偶者	１／３	１／３	１／２
	子	２／３	２／３	１／２
配偶者と直系尊属	配偶者	１／２	１／２	２／３
	直系尊属	１／２	１／２	１／３
配偶者と兄弟姉妹	配偶者	２／３	２／３	３／４
	兄弟姉妹	１／３	１／３	１／４
		（代襲相続なし）	（代襲相続あり）	（代襲１代限り）

註１　半血の兄弟姉妹は全血の兄弟姉妹の１／２。（応急措置法は同じ持分）

３　平成３０年相続法改正の骨子について（資料８）

（１）　残された配偶者優遇⇒⇒居住権（所有権とは別）の新設等。

（２）　２０年以上の婚姻期間があれば、住居について生前贈与または遺言で贈与の意思表示をすれば、住居については遺産分割対象財産から除外。

（３）　自筆証書遺言を法務局で保管。この場合は裁判所の検認不要。また、財産目録については、自筆でなくコンピュータによる印刷物でもＯＫとする。（法務局保管には手数料要？）

（４）　預貯金につき、遺産分割協議等が成立していない場合でも、葬儀費用等一定額の引出を可能とする。

※　２０２０年７月までに順次施行予定。
（１）（２）は、法律婚に限られ、事実婚は除外されている。
また、同時に、除かれた戸籍の附票、除かれた住民票の保存期間（現行は５年）を５０年？に延長するという情報もある。
なお、このこと以外に会社等の設立登記について、「２４時間以内処理」の方針が出されており、法務局の人員削減が進められていることに加え、これらの事務が増加すると、必然的に不動産登記部門の処理に影響がでる可能性もある。